

井田病院全身麻酔装置保守業務委託仕様書

1 目的

本件は、全身麻酔装置保守業務について、専門的な知識と技能を有する受託者に委託することにより、機器の適正な管理運営を推進し、もって市立病院における患者サービスの向上に寄与することを目的とする。

2 委託期間

納入日から 84 か月間（ただし、納入日から 12 か月間の無償保証期間を含む）

3 履行場所

川崎市中原区井田 2-27-1 川崎市立井田病院

4 保守業務対象機器構成

全身麻酔装置 1 式

5 保守内容

(1) 定期点検

- ア 定期点検については、12ヶ月点検（年1回）と定め、技術員を派遣して装置が正常動作を行えるように、清掃点検調整を行う。
- イ 点検業務は、川崎市が指示する平日の9:00～18:00に行うこととし、それ以外の日時で作業を行う場合は、事前に川崎市と協議すること。
- ウ 保守点検の内容については、メーカーが定める規定の保守点検内容に準拠するものとする。点検項目、点検周期、点検方法等は、メーカーの最新の保守点検マニュアルまたは技術資料に基づき実施すること。

(2) 故障時対応

機器が故障したときは、速やかに技術員を派遣し修理を行い、機能を回復させること。なお、出張費、作業費、修理交換部品については川崎市の負担とする。

(3) その他

- ア 点検に必要な校正器具、消耗品、その他必要装置の準備は、業者負担とする。
- イ 上記保守に際し、交換が必要とされる部品がある場合は、川崎市担当者に報告すること。なお、定期交換部品以外の修理部品及び付属品、消耗品については川崎市負担とする。
- ウ 事情により出張点検が不可能な際は、工場に搬入して実施し、その場合は川崎市の要請により代替器を有償で用意する。

6 書類の提出

受託者は、医療法施行規則等の関係法令に規定される医療機器保守業務を適正に行う能力のある者の基準を満たしていなければならない。また、当該条項に規定する業務案内書、標準作業書及び業務従事者に対する研修内容等についての資料を提出し、川崎市と協議を行い、その承認を受けなければならない。

7 委託料の請求

受託者は、業務完了届の検査を受けた後、川崎市の指定する方法により請求するものとする。委託料の請求は年度毎とし、各年度の保守期間終了後に請求すること。
また、委託料請求時には、報告書を添付すること。

8 感染防止対策

受託者は、業務を遂行する上で、病院という施設の特殊性を考慮し、井田病院院内感染対策マニュアル等に準じた感染防止対策を講じて、保守点検作業を行うこと。また、万が一業務従事者が感染症等に感染した場合には、川崎市の指示に従い、当該業務従事者への処置及び他の者に感染することが無いよう感染症対策を迅速に講ずること。なお、これらの処置にかかる費用については、受託者の負担とする。

9 業務の引継ぎ

次期受託者が受託者と異なる場合は、次期受託者に必要な事項を契約期間内に引き継ぐこと。なお、具体的な実施スケジュール及び引継ぎの詳細については、双方協議の上、決定する。

10 サービスエンド

サービスエンドについて、契約開始日にその期日が分かっている場合は通知し、契約期間中に新たに判明したものについても判明した時点で即時川崎市へ通知すること。